

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 6 月28日

【会社名】 南総通運株式会社

【英訳名】 NANSO Transport Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 今 井 利 彦

【本店の所在の場所】 千葉県東金市東金582番地

【電話番号】 (0475)54 - 3581 代表

【事務連絡者氏名】 管理部長 入 江 純 一

【最寄りの連絡場所】 千葉県東金市東金582番地

【電話番号】 (0475)54 - 3581 代表

【事務連絡者氏名】 管理部長 入 江 純 一

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

当社は、2021年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金35円 総額 174,279,000円

##### ロ 効力発生日

2021年6月28日

##### その他剰余金に関する事項

##### イ 増加する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 500,000,000円

##### ロ 減少する剰余金の項目及びその金額

500,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

定款第2条(目的)に通関事業を追加するものであります。

#### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、今井利彦、今関仁孝、伊藤和久、平原裕之、青木勝也、菅野成徳、矢野政信、吉澤智子を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、古川幸男、大坪照康を選任するものであります。

#### 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます中村隆則氏、監査役を退任されます鶴岡和雄氏に対し、在任期間中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役には取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することに承認されました。

#### 第6号議案 退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役の今井利彦、今関仁孝、伊藤和久、平原裕之、青木勝也、菅野成徳、矢野政信、大坪照康、能川浩二、菊地豊の8氏に対し、相当額の範囲内において退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給とし、支給時期については各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役会の協議にそれぞれ一任することに承認されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	33,549	119	0	(注) 1	可決 99.65
第2号議案 定款一部変更の件	33,608	60	0	(注) 2	可決 99.82
第3号議案 取締役8名選任の件				(注) 3	
今井 利彦	33,597	71	0		可決 99.79
今関 仁孝	33,597	71	0		可決 99.79
伊藤 和久	33,597	71	0		可決 99.79
平原 裕之	33,597	71	0		可決 99.79
青木 勝也	33,597	71	0		可決 99.79
菅野 成徳	33,596	72	0		可決 99.79
矢野 政信	33,590	78	0		可決 99.77
吉澤 智子	33,596	72	0		可決 99.79
第4号議案 監査役2名選任の件				(注) 3	
古川 幸男	33,587	81	0		可決 99.76
大坪 昭康	33,593	75	0		可決 99.78
第5号議案 退任取締役及び退任 監査役に退職慰労金 贈呈の件	30,971	2,697	0	(注) 1	可決 91.99
第6号議案 退職慰労金制度廃止 に伴う打切り支給の 件	30,971	2,697	0	(注) 1	可決 91.99

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。